

臨時休業等規程

京都府立宮津天橋高等学校宮津学舎

【気象警報等発表時】

- 午前6時から始業時（午前8時40分）までの間に、宮津市・与謝野町・伊根町・京丹後市のいずれかで以下の気象警報等が発表された場合、自宅待機等とする。（以下、自宅待機等には避難を含む。）
 - 警戒レベル5相当の特別警報が発表された場合（高潮、波浪に関する警報を除く）
 - 警戒レベル4相当の危険警報が発表された場合（高潮に関する警報を除く）
 - 暴風警報、暴風雪警報、津波警報、警戒レベル3相当の大雨警報、土砂災害警報のいずれかが発表された場合
※氾濫特別警報又は氾濫危険警報が由良川流域に発表された場合は、流域地域に居住する生徒は自宅待機等とする。
※高潮特別警報又は高潮危険警報、波浪特別警報については、避難指示の対象となった沿岸地域に居住する生徒は自宅待機等とする。
- 上記1の気象警報等が午前10時までに解除された場合、午後1時からSHRを実施し、その後、午後の授業を行う。午前10時の時点で解除されていない場合は臨時休業とする。
ただし、特別警報の場合は、解除されても、その後に発表される警報がすべて解除されるまでは自宅待機等とする。
- 居住地域に避難指示が発令された場合、居住する地域の避難誘導に従い登校しないこと。
- 上記1に記載の市町村以外の地域で同様の警報等が発表された場合、当該地区の生徒は自宅待機等とする。

【公共交通機関運休時】

- 気象警報等の有無にかかわらず、午前6時から始業時（午前8時40分）までの間に「網野～宮津」間で京都丹後鉄道が全て運休している場合、生徒は自宅待機等とする。
ただし、一定の時間だけ運休した場合は、原則として授業を実施する。生徒は安全に留意しながら登校すること。
- 午前10時までに運転が再開された場合、午後1時からSHRを実施し、その後午後の授業を行う。午前10時の時点で運転再開がされていない場合は臨時休業とする。
- 計画運休等の発表により、臨時休業が見込まれる場合は、学力保障を図る観点から、オンラインによる配信・課題提示等、可能な方法により学習機会を確保することがある。

【熱中症特別警戒アラート発表時】

熱中症特別警戒アラートが発表された翌日は臨時休業とする。翌日が休業日等の場合は、部活動等の活動を行わない。ただし、公式戦への参加等については、別途連絡をする。

【留意事項】

- 特別警報が発表された場合には、周囲の状況や市町から発令されている避難指示等の情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとること。
- 休日に実施する模擬試験や進学講習、部活動も同様とする。ただし、部活動の公式戦等については別途指示する。

【その他】

- ※ 登下校の安全確保が困難であると校長が判断した場合、臨時休業等の措置を行うことがある。
- ※ いずれの場合も安全を最優先した行動をとること。
- ※ 今後、気象庁等による警報等の発表状況をふまえて、規定変更や運用変更をすることがある。
- ※ 施行期日：令和8年6月1日